

長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室通知。以下「制度要綱」という。）及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（令和3年12月20日付け内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡別紙3。以下「実施要領」という。）の規定に基づく長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施計画書の提出)

第2条 実施要領第2条の規定により知事による登録を受けようとする事業者は、知事に実施計画書（様式第1号）を提出するものとする。

(検査の実施等)

第3条 実施要領第2条第3項の規定による実施事業者として知事の登録を受けた者（以下「検査実施事業者」という。）は、検体の採取又は検査（以下「検査等」という。）を実施する場合は、検査の受検を希望する者から新型コロナウイルス感染症に係る無料検査申込書（様式第2号）の提出を受け、長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付対象となる検査等に該当するか否かを確認の上、検査等を実施するものとする。

2 実施要領第5条第3項に規定する結果通知書等は、検査結果通知書（様式第3号）によるものとする。

(週次報告)

第4条 実施要領第8条の規定による県への報告は、毎週月曜日から日曜日までに検査等を実施した分を次の水曜日までに報告するものとする。また、その報告方法は、別途定めるところによる。

(事業登録の変更等の承認申請)

第5条 検査実施事業者が実施計画書に記載した事業の変更をしようとするとき、又は、当該事業を中止（廃止）しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して申請するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（1日当たりの立会い等又は検査の実施回数（見込み）のみの変更を除く。）をしようとするとき 長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業中止（廃止）届出書（様式第5号）

(事業登録の取消)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査実施事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 検査実施事業者が、法令、制度要綱、実施要領又はこの要領若しくは法令、制度要綱、実施要領又はこの要領に基づく知事の指示に違反したとき。
- (2) 検査実施事業者が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(情報管理及び秘密保持)

第7条 検査実施事業者は、事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、当該事業又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 検査実施事業者は、第三者の秘密情報(検査受検者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 3 検査実施事業者は、事業の一部をその履行を補助する者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合は、履行補助者にも前2項の定めを遵守させなければならない。検査実施事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も検査実施事業者による違反行為とみなす。
- 4 前3項の規定は、事業完了後(第6条の規定により検査実施事業者の登録が取り消された場合を含む。)も有効とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。